

有田川町公共下水道事業 経営戦略

令和元年度～令和10年度
令和元年12月1日策定

有田川町建設環境部下水道課

有田川町下水道事業経営戦略

団 体 名	有田川町
事 業 名	公共下水道事業
策 定 日	令和 元 年 12 月
計 画 期 間	令和 元 年度 ~ 令和 10 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成21年 (10年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用
処理区域内人口密度	36.6人/k㎡ (平成31年3月末現在)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	吉備第1処理区 有田川町大字天満、下津野、土生、水尻、明王寺、小島、野田、長田、上中島、植野、出、尾中、角、 徳田、庄、垣倉、東丹生図、西丹生図		
処理場数	1処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	有田川町公共下水道事業と農業集落排水処理施設5地区すべて統合予定		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料金体系は、基本料金月額1,320円(10㎡まで・税込み)+超過料金1㎡当たり132円(税込み)の従量制を採用している。			
業務用使用料体系の 概要・考え方	料金体系については、一般家庭用及び業務用は同一料金体系を採用している。			
その他の使用料体系の 概要・考え方				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	2,586円	平成28年度	2,647円
	平成29年度	2,586円	平成29年度	2,657円
	平成30年度	2,586円	平成30年度	2,641円
		実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載		

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	平成31年4月1日現在、下水道課長以下9名で構成している。 (庶務班3名、工務班3名、施設管理班2名の3班体制)
事業運営組織	有田川町下水道課では、公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業、簡易排水事業の各下水道事業を所管しており、公共下水道事業の担当職員については、他事業と兼務して事業を運営している。 各下水道使用料金徴収については、有田川町水道課に業務委託している。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	公共下水道処理施設維持管理業務委託(保守点検・清掃業務)
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別添「経営比較分析表」のとおり。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

有田川町でも少子高齢化が進んでおり、過去10年間平均で年に約200人が減少している。旧金屋地区、旧清水地区が目立って減少しているが、旧吉備地区については、年平均で約100人増加している。公共下水道事業エリアについては、旧吉備地区が対象となるため下水道処理区域内人口は増加しているが、数年後は旧吉備地区についても減少していく予測である。

(2) 有収水量の予測

公共下水道事業地区は、国道42号線沿いや、吉備庁舎からJR藤並駅付近については商業施設等(店舗、病院、工場)があるものの、下水道エリアのほとんどを一般住宅が割合を占めているため、微増ではあるが有収水量について増加すると予測する。

(3) 使用料収入の見通し

公共下水道事業の使用料金については、水道使用水量に伴う従量制での算定となっているため、処理区域内人口の予測に記載しているように人口については少しずつではあるが増加しているため、今後の使用料金収入についても微増すると予測する。

(4) 施設の見通し

下水道処理施設(吉備浄化センター)については、平成21年4月に一部供用開始し、現時点で約10年経過している。今後は、汚水の流入量を予測しながら、最終4系統(現時点では2系統)の完成に向け処理施設の増築予定である。
また、ストックマネジメントを策定(時期は未定)し、計画的に処理場の機械施設、マンホールポンプ等の計画的な更新を行う。

(5) 組織の見通し

今後は、公共下水道事業(管渠布設工事)の面整備も完了し、公共下水道事業と農業集落排水事業の統合も完了すれば維持管理がメインとなるため、水道事業と下水道事業を一つにまとめ、上下水道課(仮称)として組織統合し、現時点で独立している事務所も統合する予定である。

3. 経営の基本方針

本町は、「今日の下水道は健康で安全・快適な生活環境の改善を図り、公共用水域の水質を保全するとともに、自然の循環システムを健全に保つための重要な社会資本である。」という考えに基づき、下水道事業を促進してきた。また、生活環境の改善を図り、健全な発展並びに公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため下水道(汚水)を重点的に整備する施策を進めてきた。
将来にわたり安定した下水道サービスを提供するための効率的な維持管理運営を行うには、経費の削減や適正な料金設定により下水道事業経営の健全化を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	処理施設の維持管理費の削減に取り組み、効率の良い経営を目指す。
-----	---------------------------------

吉備浄化センターについては、平成21年4月から一部供用開始しており、令和3年度末での管渠面整備完成を目標とし、その後、4年間で処理施設の増設(現状2系統を4系統へ)し、平行して隣接する農業集落排水施設5地区との統合を令和7年度末完了を目指し取り組んでいく。

現時点で、下水処理場は約10年経過しているものの比較的に新しい施設ではある。今後統合予定の農業集落排水施設の処理場については、統合した後に防災備蓄庫等に再利用し、建物以外の処理場機械設備は使用しない。しかしながら、処理地区内にあるマンホールポンプ施設については統合後も使用し、最も古い施設については約20年以上経過している。そのため、今後ストックマネジメントを策定し計画的に維持修繕を行っていく。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	水洗化率は80%を目標に、つなぎ込み件数を増やし、使用料金収入の増額を目指す。
-----	---

公共下水道事業における収入源については、交付金、起債(下水道債・過疎債)、受益者負担金、使用料金、一般会計からの繰入金となっている。現在面整備事業を行っており、また、処理場の増設工事費、農業集落排水事業との統合事業も予定しているため、令和7年度末までは交付金及び起債の借入を行う予定である。その後は、使用料金と一般会計からの繰入金が主な収入源となる。

使用料金については、公共下水道事業の水洗化率が平成31年4月1日現在約60%でありまだまだ低い水準であるため、つなぎ込み件数を増やし使用料金収入の増額に努めなければならない。少子高齢化進み有田川町全体では人口減少傾向であるが、公共下水道事業区域内人口については、極端の減少は無く、ほぼ横ばいから若干減少していく予測であるため、水洗化の増加と人口減少を差し引いても使用料金収入については、ここ数年微増すると考える。しかしながら、現在の下水道使用料単価では国の基準単価に満たしていないため、今後は使用料金の見直し(増額)を視野に入れて、健全な下水道事業経営を行わなければならない。

一般会計からの繰入金については、国が示す繰入基準に基づく繰入金が約9割強であり、残りが繰入基準外の繰入金として繰入れている。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

維持管理コストの削減及び、下水道処理施設の機能保全に努めなければならないが、処理施設の老朽化に伴いやむを得ない修繕費を要する事が多々発生するため、その分の経費を見込んだ収支計画となっている。

令和8年度以降は、農業集落排水施設5地区の統合も完了し、公共下水道事業整備も完了していることから職員数を削減出来るため、それに伴い職員給与費についても削減出来る。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	
投資の平準化に関する事項	
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	
資産活用による収入増加の取組について	
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	
職員給与費に関する事項	
動力費に関する事項	
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略については、随時検証し、毎年度末に進捗管理を行います。また、経営戦略を策定したことをもって終わりでは無く、十分に検証・見直しを行い、将来にわたって安定的に経営を継続していくための収支計画も含めて策定していく。
---------------------	--

有田川町収支計画(公共下水道事業)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前年度	前年度	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
		(決算)	(決算)												
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	542,984	604,143	683,255	745,332	788,533	800,407	811,505	837,176	844,583	927,249	835,572	769,654		
	(1) 営 業 収 益 (B)	80,034	88,429	99,333	112,263	123,489	138,170	142,060	160,967	162,374	186,000	187,343	188,702		
	ア 料 金 収 入	80,034	88,429	99,333	112,263	123,489	138,170	142,060	160,967	162,374	186,000	187,343	188,702		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 営 業 外 収 益	462,950	515,714	583,922	633,069	665,044	662,237	669,445	676,209	682,209	741,249	648,229	580,952		
	ア 他 会 計 繰 入 金	391,246	479,349	543,922	613,069	645,044	652,237	659,445	666,209	672,209	731,249	648,229	580,952		
	イ そ の 他	71,704	36,365	40,000	20,000	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	0	0		
	2 総 費 用 (D)	217,397	227,873	240,316	235,753	273,399	281,241	283,446	292,246	289,921	305,374	301,404	296,679		
	(1) 営 業 費 用	114,498	126,798	138,178	137,396	177,000	189,000	195,000	208,000	210,000	223,000	225,000	227,000		
	ア 職 員 給 与 費	44,329	44,832	51,898	42,495	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	35,000	35,000	35,000		
	うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	イ そ の 他	70,169	81,966	86,280	94,901	132,000	144,000	150,000	163,000	165,000	188,000	190,000	192,000		
	(2) 営 業 外 費 用	102,899	101,075	102,138	98,357	96,399	92,241	88,446	84,246	79,921	82,374	76,404	69,679		
ア 支 払 利 息	102,899	101,075	102,138	98,357	96,399	92,241	88,446	84,246	79,921	82,374	76,404	69,679			
うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	325,587	376,270	442,939	509,579	515,134	519,166	528,059	544,930	554,662	621,875	534,168	472,975			
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,243,751	1,295,723	1,247,150	1,276,163	427,811	509,120	515,230	478,103	498,136	39,700	39,357	39,498		
	(1) 地 方 債	784,200	746,600	783,600	761,200	173,000	182,800	186,800	174,200	182,800	0	0	0		
	資本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 他 会 計 補 助 金	29,668	49,004	42,455	49,673	53,551	60,312	68,042	66,625	68,338	36,700	37,357	37,498		
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	334,766	394,345	336,000	370,000	127,000	245,888	249,888	234,278	243,998	0	0	0		
	(6) 工 事 負 担 金	85,005	91,400	67,095	78,290	59,260	15,120	9,500	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000		
	(7) そ の 他	10,112	14,374	18,000	17,000	15,000	5,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0	0		
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,462,405	1,577,885	1,623,124	1,734,052	866,985	1,012,586	1,031,589	1,011,333	1,041,098	648,375	571,325	510,773		
	(1) 建 設 改 良 費	1,174,978	1,200,271	1,182,000	1,220,000	319,000	453,250	461,250	430,030	449,470	0	0	0		
	うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	287,427	377,614	441,124	514,052	547,985	559,336	570,339	581,303	591,628	648,375	571,325	510,773		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 218,654	△ 282,162	△ 375,974	△ 457,889	△ 439,174	△ 503,466	△ 516,359	△ 533,230	△ 542,962	△ 608,675	△ 531,968	△ 471,275			

有田川町収支計画(公共下水道事業)

(単位:千円, %)

区 分	年 度		前年度	前年度	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算)										
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	106,933	94,108	66,965	51,690	75,960	15,700	11,700	11,700	11,700	13,200	2,200	1,700
積 立 金	(K)	(L)	106,933	94,108	66,965	51,690	75,960	15,700	11,700	11,700	11,700	13,200	2,200	1,700
前年度からの繰越金	(L)	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	(M)	(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支														
黒 字	(P)	(Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字	(N)-(O)	(Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		108	100	100	99	96	95	95	96	96	97	96	95
地方財政法施行令第27条第1項により算定した資金の不足額	(R)	(S)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	80,034	88,429	99,333	112,263	123,489	138,170	142,060	160,967	162,374	186,000	187,343	188,702
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100$		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)	(U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)	(V)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)	(W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100$		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高	(W)	(X)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 債 残 高	(X)		8,467,596	8,836,581	9,179,057	8,493,751	8,118,766	7,742,230	7,358,691	6,951,588	6,542,760	5,894,385	5,323,060	4,812,287

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		前年度	前年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	(決算)	(決算)												
収益的収支分			391,246	479,349	543,922	613,069	645,044	652,237	659,445	666,209	672,209	731,249	648,229	580,952
うち基準内繰入金			391,246	479,349	543,922	613,069	645,044	652,237	659,445	666,209	672,209	731,249	648,229	580,952
うち基準外繰入金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分			29,668	49,004	42,455	49,673	53,551	60,312	68,042	66,625	68,338	36,700	37,357	37,498
うち基準内繰入金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金			29,668	49,004	42,455	49,673	53,551	60,312	68,042	66,625	68,338	36,700	37,357	37,498
合 計			420,914	528,353	586,377	662,742	698,595	712,549	727,487	732,834	740,547	767,949	685,586	618,450

経営比較分析表（平成29年度決算）

和歌山県 有田川町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20 ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	37.06	96.86	2,586

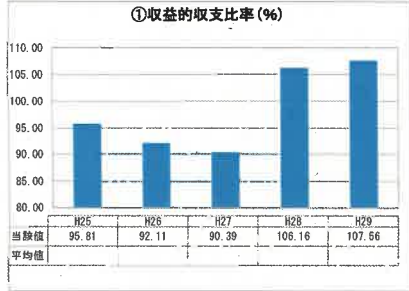
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
26,919	351.84	76.51
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
9,933	2.75	3,612.00

グラフ凡例

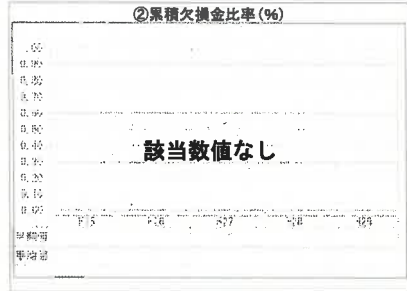
- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【平成29年度全国平均】

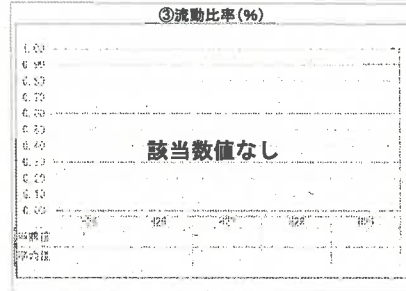
1. 経営の健全性・効率性



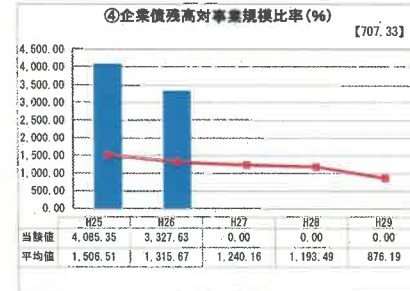
「単年度の収支」



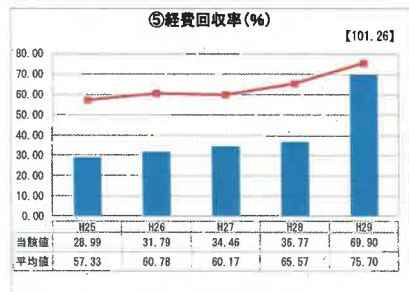
「累積欠損」



「支払能力」



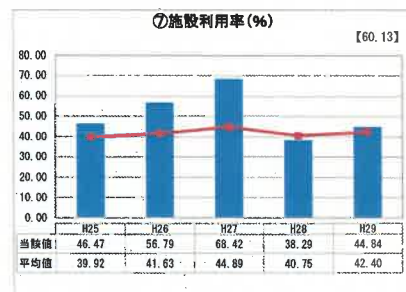
「債務残高」



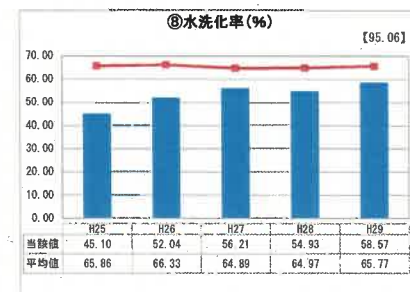
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

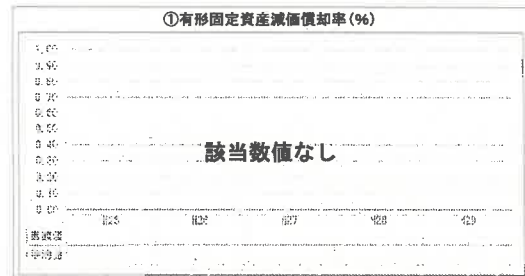


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

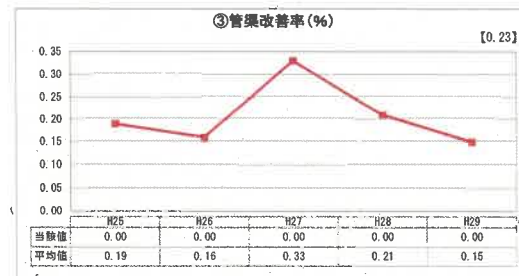
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

有田川町の公共下水道事業は、平成15年度から着手し、現在平成33年度完了を目標に整備を進めているところです。

各指標について類似団体と比較すると、「経費回収率」は改善はしているものの平均値を下回っており、現状では汚水処理に係る費用を使用料収入だけでは賅っていません。このことは供用開始後間もない区域においては接続率が低く使用料収入が少額となっていることが一因と考えられます。

「水洗化率」は年々向上し平均値に近づいてきていることから、今後も引き続き接続の推進に努めるとともに効率よい維持管理をはかっていくことが必要であると考えます。

2. 老朽化の状況について

平成21年度から一部供用開始しており、管渠の耐用年数が50年であることを考えると、老朽化による管渠改善・更新は現時点においては必要ないものと思われます。そのため、管渠の更新等は未実施であり、③管渠改善率について当該値は0%となっています。しかしながら、管渠の老朽化も避けられないものであるため、処理施設・設備・管渠等を含めた総合的な維持管理計画の策定や改善・更新に係る財源の確保が今後の課題です。

全体総括

今後も引き続き接続率の向上に努めるとともに、下水道施設を効率的・効果的に維持管理していくことを重点課題として取り組み、限られた財源の下でリスクを極力低減させ持続的に経営していくことが重要であると考えます。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。